

第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会

日時：令和6年4月15日（月）午後2時～

場所：萌え木ホール 3階B会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 小金井市子どもの権利条例及び子どもオンブズパーソンについて
- (2) 子どもオンブズパーソンに係る成果指標について
- (3) その他

3 閉会

【配布資料】

- ・小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会について（資料1）
- ・小金井市子どもの権利に関する条例リーフレット（資料2）
- ・子どもオンブズパーソンについて（資料3）
- ・のびゆくこどもプラン小金井事業進捗状況評価表3（子どもオンブズパーソン部分抜粋）（資料4）
- ・小金井市子どもオンブズパーソン設置条例及び同条例施行規則（資料5）

（参考資料）

- ・子どもオンブズパーソンに係る成果指標検討にあたって

小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会について

1 部会設置の経過

「子どもオンブズパーソン」事業については、令和4年度設置の目標を掲げ、子どもの権利部会を設置し制度設計をしてきたところである。令和4年9月1日より相談・救済活動を開始するに当たり、設置後の実施状況の参考指標について検討するため、また、令和4年7月13日開催の子ども・子育て会議での委員意見を踏まえ、設置後の実施状況に伴う参考指標等の検討・審議を行う目的で設置していたところ、令和5年8月9日開催の子ども・子育て会議で報告したとおり、参考指標の設定を終えることができなかった。

また、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもに関わる政策、事業については子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが地方自治体の責務となったことを受け、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについても検討する必要がある、前期子ども・子育て会議においても同様の意見をいただいたところである。

以上のことから今期においても部会を設置し、子どもの権利の視点から検討・審議を行うこととなった。

2 部会の役割

施策の方向性1-1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況や子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりを中心に、子どもの権利の視点から検討・審議を行う。

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違(まちが)いがあることもありますが、そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはくまれますことで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといういろいろな方法で表現しています。それらを真摯(しんしん)に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるよう成長することができます。

子どもは、より良い環境(かんきょう)で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。

「愛情」「意思」「環境(かんきょう)」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境(かんきょう)」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていけるために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

第1条 この条例は、子どもと同じよう子どもが権利の主体であるということとに基づいて、子どもにとって大切な権利を、子どももおとなにも持つべき内容として定めます。子どもは、その年齢(ねんれい)や成長に照し、おとなとのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互た(た)がいの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培(つち)かいていくのです。

第2条 この条例で使われる次のことばの意味、内容は、それぞれのことばのあとに説明されています。①子ども 18歳(さい)未満の市民や市のかかわりを持っている人 ②親等 親と、親にかわって子どもを育てている人 ③育ち学ぶ施設(しせつ) 子どもが育ち、学、入所し、通い、使用する施設(しせつ) ④育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者 育ち学ぶ施設(しせつ)をつくらせた人、管理する人、そこで働く人

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいづくしむとともに、人を思いやる心を持つよう努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互た(た)がいの人権を尊重しなければなりません。

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようしなければなりません。2 おとなは、子どもにとって最も大切なことを第一に考え、子どもの年齢(ねんれい)や心身の成長にふさわしい支援(しえん)を行うようにならなければなりません。3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされること、だれもが同じよう権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互た(た)がいの権利を尊重しなければなりません。4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにならなければなりません。

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。3 市は、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できる限(か)り力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとり人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢(ねんれい)や発達に照して、それにふさわしい配慮(はいり)がとられなければなりません。

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができま。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵害(あが)するよう行為(こうい)を行ってはなりません。①命が守られ、命のにおいに支えられないこと、②大切にされること、③いじめ、差別、暴力を受けず、放(はな)つておられないこと、④健康(けんこう)について気づかれ、適切な医療(いりょう)が受けられること、⑤愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢(ねんれい)や成長にふさわしい環境(かんきょう)で生活(せいか)すること。

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができま。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵害(あが)するよう行為(こうい)を行ってはなりません。①個性や他者の違(ちが)いが尊重されること、②プライバシーが守られること、③安心して暮らすこと、④安心して暮らす中で自分自身を表現(ひょうげん)し、自己決定(じごいけつ)すること、⑤自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいえるような方法で表すこと。

条例の全文は市のホームページでも見ることができます。http://www.city.koganei.lg.jp/ 「子どもの権利に関する条例」で検索してください。

発行 小金井市子ども家庭部児童青少年課 令和5年5月改訂
住所 〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号
電話 042-387-9847
中学生以上向け

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけて自分や他た(た)にしなが、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵害(あが)するよう行為(こうい)を行ってはなりません。①学ぶこと、②遊ぶこと、③文化、芸術、スポーツに親(お)むくこと、④仲間をつくり、何(なに)かのために集まること、⑤自然(じぜん)に親(お)むくこと、⑥必要な情報を手に入れたり、利用(りよう)したりできること、⑦社会に貢献(こうけん)する活動に参加(さんか)すること。

第10条 子どもは、自分と関係(かんけい)が深いことらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵害(あが)したり、信用(しんよう)を傷(や)つたり、公(こう)の秩序(ちつじ)に反(はん)てはなりません。①考えや意見を十分に表すことのできる機会(きかい)が大切にされること、②考えや意見(いけん)が、その人の年齢(ねんれい)や成長(せいじょう)にふさわしい形で尊重(そんじょう)されること。

第11条 子どもは、困(こ)ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑(めいわく)を及(およ)ぼしたとき、市や周りの人(ひと)たちから、適切な支援(しえん)を受けられることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設(しせつ)および地域に置ける子どもの権利の保障

第12条 親等は、子どもの健(けん)やかな成長(せいじょう)のために、最も重い責任(せきにん)と義務(こむ)を負(お)っています。2 親等は、育てている子どもが権利を主張(しやう)したり、使(つか)ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長(せいじょう)しているかをよく考え、助言(すけご)をし、教(お)え導(みち)くなど、支援(しえん)が必要(ひつや)があります。その際(さい)、親等は、子どもにとって最も大切なことを第一(だいいち)に考えなければなりません。3 親等は、育てている子どもに対して、虐待(げやく)をたくないなど、子どもの権利を侵害(あが)するよう行為(こうい)を行ってはなりません。4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報(じほう)や支援(しえん)を受けられることができます。

第13条 育ち学ぶ施設(しせつ)での子どもの権利の保障 第13条 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身(みづか)み)ので、育(そ)ったり、学(まな)んだりできるよう支援(しえん)しなければなりません。その際(さい)、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者の責任(せきにん)において、子どもにとって最も大切なことを第一(だいいち)に考えるものとします。2 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、誰(た)れもいのある子どもにも配慮(はいり)をし、その子どもができる限(か)り力(りき)を出(だ)せるよう、適切な支援(しえん)を特(とく)に行(な)さなければなりません。3 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、その施設(しせつ)で事故(じこ)などが起こらないよう十分に心(こ)がけるとき、子どもと安全(あんぜん)のための体制(たいせい)を整(ととの)え、それを保(たも)つよう努力(なっ)りしなければなりません。4 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもに対して、虐待(げやく)やいじめ(いじめ)や体罰(たいはつ)など、子どもの権利を侵害(あが)するよう行為(こうい)を行ってはなりません。5 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、育ち学びに関する情報をできるだけ提供(ていき)するとともに、施設(しせつ)での活動(かつどう)について子どもや市民(しみん)に説明(せつめい)する責任(せきにん)を負(お)かなければなりません。6 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもや市民(しみん)に接(あ)る機会(きかい)を、適切(てき)に管理(かんり)取り扱(あつか)いしなければなりません。7 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、親等、市、関係機関(かんけい)関係団体(かんけい)と、互た(た)がいに連絡(れんらく)し協力(きょうり)し合い、子どもの権利が保障されるよう努力(なっ)りしなければなりません。

第14条 市民は、地域(ちいき)の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健(けん)やかに成長(せいじょう)できるよう努力(なっ)りしなければなりません。2 市民は、地域(ちいき)の中で、子どもにとって安心(あんしん)かつ安全(あんぜん)な環境(かんきょう)を整(ととの)え、それを保(たも)つよう努力(なっ)りしなければなりません。3 市民は、地域(ちいき)の中で、子どもが地域(ちいき)の一(いち)員(めい)として参加(さんか)できる機会(きかい)をつくり、参加(さんか)のための手助(てすけ)けをするよう努力(なっ)りしなければなりません。4 市民は、第1項(こう)から第3項(こう)までこの章(しょう)に当た(あた)って、親等、市、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者、関係機関(かんけい)および関係団体(かんけい)と互た(た)がいに連絡(れんらく)し協力(きょうり)し合うよう努力(なっ)りしなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいざされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力(なっ)します。2 市は、子どもが市政(しやうせい)などに対して持(も)つ考えや思いを反映(はんえい)させる機会(きかい)をつくるよう努力(なっ)します。また、市(し)が作った育ち学ぶ施設(しせつ)や子どもが利用(りよう)する施設(しせつ)などで、子どもの意見(いけん)が反映(はんえい)されるよう、子どもの参加(さんか)の機会(きかい)をつくるよう努力(なっ)します。3 市は、子どもに関する市の計画(けい画)や対策(たいさく)が総合(そうごう)的(てき)に行(な)われるよう、市の組織(そくし)を整(ととの)えます。

第5章 子どもの権利の侵害(しんが)いに関する相談と救済

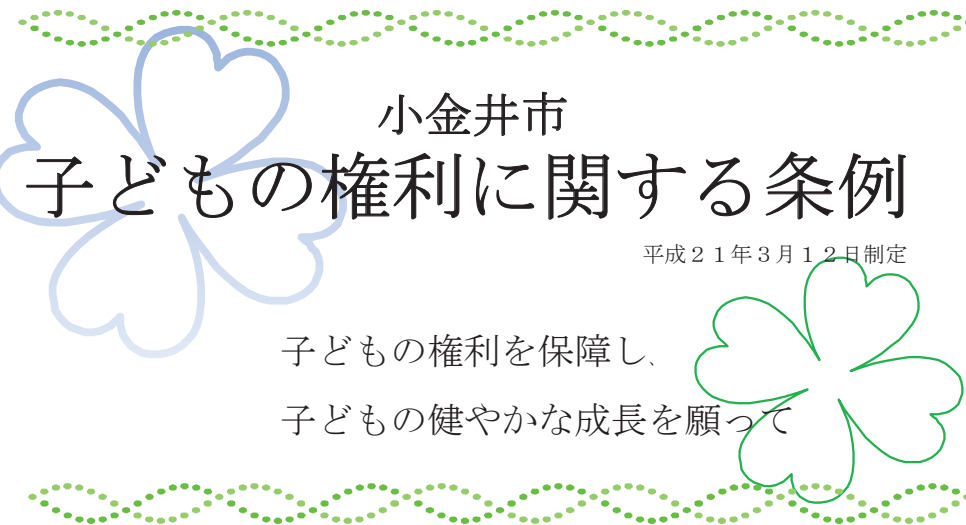
第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害(しんが)いについて相談し、または権利の侵害(しんが)いから救(きう)われるよう求め(もと)めることができます。2 市は、子どもや権利の侵害(しんが)いに関する相談(さだん)について速(すみ)やかに対応(たいおう)します。3 市は、子どもや親等(せんと)から救済(きうさい)を求められたとき、または子どもを救(きう)ふ必要があると判断(はん断)したときは、適切な措置(そち)をとります。その際(さい)は、関係機関(かんけい)や関係団体(かんけい)と互た(た)がいに連絡(れんらく)し協力(きょうり)し合(あ)います。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項(じこう)は、市長および教育委員会等(きょう)が定(さ)めます。

付則

この条例は、公布の日から施行(しこう)します。



小金井市 子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日制定

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って

小金井市では、子どももおとなもすべての人たちが幸せに暮らせるまちを目指して、「小金井市子どもの権利に関する条例」という市の決まりをつくりました。この条例は、世界でみとめられている「子どもの権利条約」をもとにつくられた、子どもの権利を守るための「やくそく」です。

【子どもの願い】 子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

この願いがこめられた前文は、子ども会議の議論に基づいてつくられました。子どもの願いを受けとめ、子どもの権利が保障される社会にしていけるため、すべての子どもが生き生きと健やかに、そして安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。



この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということに基づいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにしています。

子どもの権利とは



次に定められた権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。

【第7条】安心して生きる権利

- ☆ 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- ☆ いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- ☆ 健康について気づかれ、適切な医療が受けられること。
- ☆ 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

【第8条】自分らしく生きる権利

- ☆ 個性や他者との違いが尊重されること
- ☆ プライバシーが守られること。
- ☆ 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。
- ☆ 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

【第9条】ゆたかに育つ権利

- ☆ 学ぶこと。 ☆ 遊ぶこと。
- ☆ 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- ☆ 仲間をつくり、何かのために集まること。
- ☆ 自然に親しむこと。
- ☆ 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- ☆ 社会に貢献する活動に参加すること。



【第10条】意見を表明する権利

- ☆ 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- ☆ 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

【第11条】支援を受ける権利

- ☆ 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

子どもの権利を守るために

家庭、育ち学ぶ施設、地域、関係団体、関係機関、市は、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力していきます。



相談の窓口

小井井市 子どもオンズパースン

メールで いつでも
専用入力フォームから相談できるよ
相談フォームQRコード

手紙で
〒124-0012
こぼれいしあかやま
小井井市中町3-9-10 Costa4階
子どもオンズパースンあて

どんなことでもいいよ
秘密を守るよ
お金はかからないよ

金で電話で
フリーダイヤル(子ども専用)
0120-770-977
042-388-4370
《相談できる曜日・時間》(木曜、日曜、祝日、年末年始はお休み)
月・火・水・金 午後1時～午後7時 土 午前10時～午後4時

小井井市 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談窓口です。
児童相談所や民生児童委員等と連携・協力して対応します。

電話相談 月～土 9:00～17:00
042-321-3146

東京都 いじめ相談 ホットライン(24時間対応)

幼児から高校生相当年齢を対象に相談を受けます。

電話相談
0120-53-8288

小井井市 教育相談所

小井井市本町6-5-3 シャトー小井井別館3階

相談員である元校長や臨床心理士が対応します。

電話相談
月～土(祝祭日除く) 9:00～16:00
042-384-2508 / 042-384-2097
面接相談(要予約)

スクールカウンセラー (臨床心理士)

市立小・中学校各校で、子ども・保護者からの相談を受けます。

東京都 小平児童相談所

児童福祉司等(医師他)による相談

電話相談 平日9:00～17:00
042-467-3711

相談ほっとLINE@東京

都内の中学生・高校生向けのSNS相談
毎日15:00～23:00(受付は22:30まで)

子ども向けサイト
『小井井市×子どもの権利』
にも詳しく書いています。





小金井市
子どもオンブズ
パーソン

R6.4.15：小金井市子ども家庭部児童青少年課

2009年3月制定

ご存じですか？ 小金井市子どもの権利に関する条例 みんなで守ろう「子どもの権利」

子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井

ゆたかに
育つ権利

安心して
生きる権利

自分らしく
生きる権利

意見を
表す権利

助けてもら
える権利



子どもは大人と同じように権利の主体

地域の役割

家庭の役割

学校等の役割

市の役割

権利条例制定10年後の 子どもの実態

小学生	中学生
① 家族 (71%)	友達 (63%)
② 友達 (46%)	家族 (50%)
③ 先生-SC (15%)	その他 (14%)

設問	Yes	No
悩みを相談できているか	出来ている 50.7%	したいけどできない 12.7% (570)
過去も含め嫌なことを経験したか	ある 42.8% (1925)	ない・忘れた 57.1%
いやがらせをうけたらどうするか	相談する 42.0%	我慢する 28.6% (1301)
地域に知り合いはいるか	大人の知り合いがいる 35.7%	大人も子どももいない 29.4% (1226)

なぜ子どもオンブズを作ったのか

【現状】

(各種調査結果より)

既存相談機関は子ども自身から気軽に相談できる場ではない

身近な相手からの権利侵害について、相談しづらい状況がある



【期待される効果】

子ども自身が相談できると認識する場の提供
(相談ハードルの払拭)

子どもの側に立った権利救済(子どもの声の代弁者)

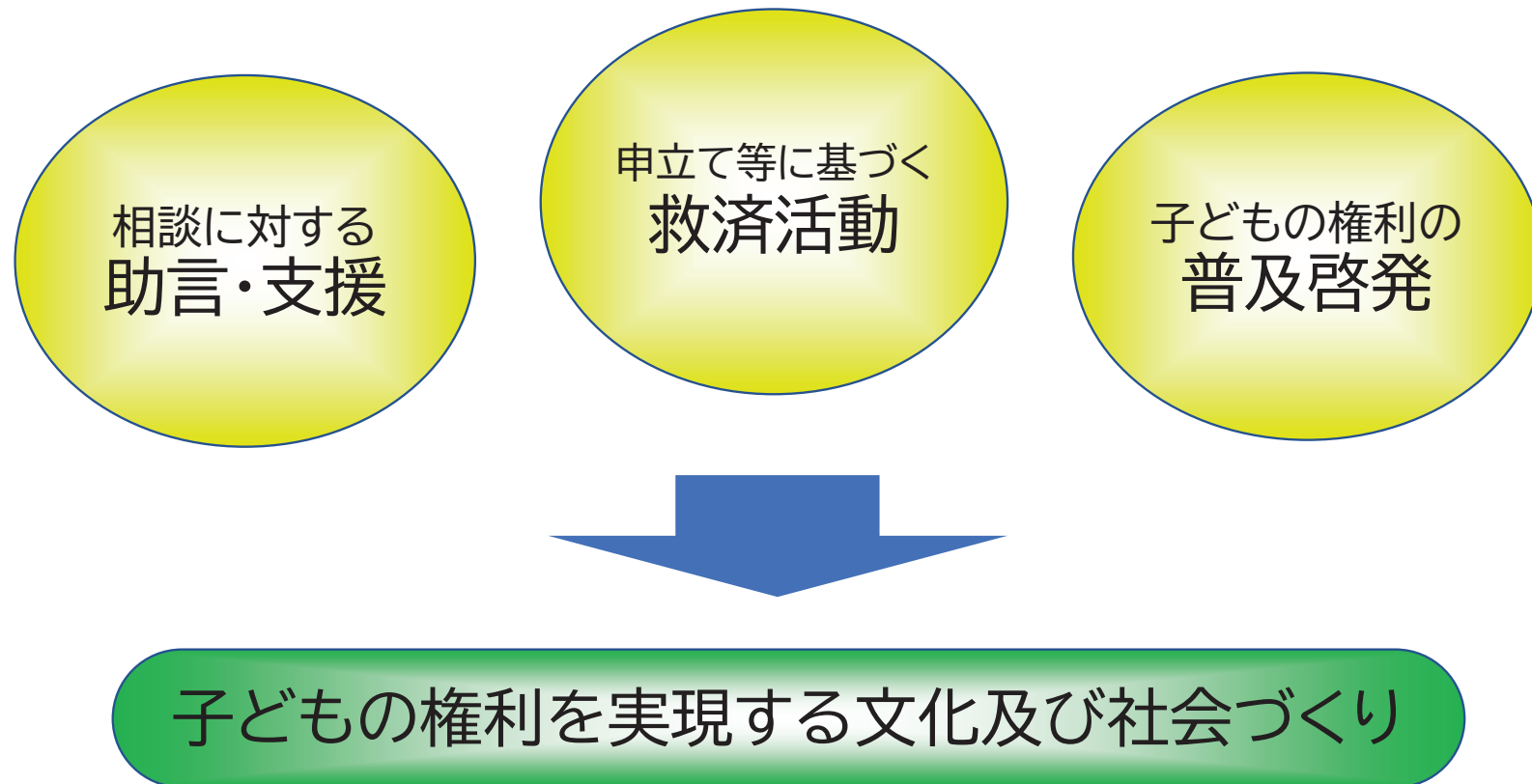
子どもの権利の浸透

社会的弱者である
「子ども」の
人権擁護体制の確立

1.2. 制度の概要

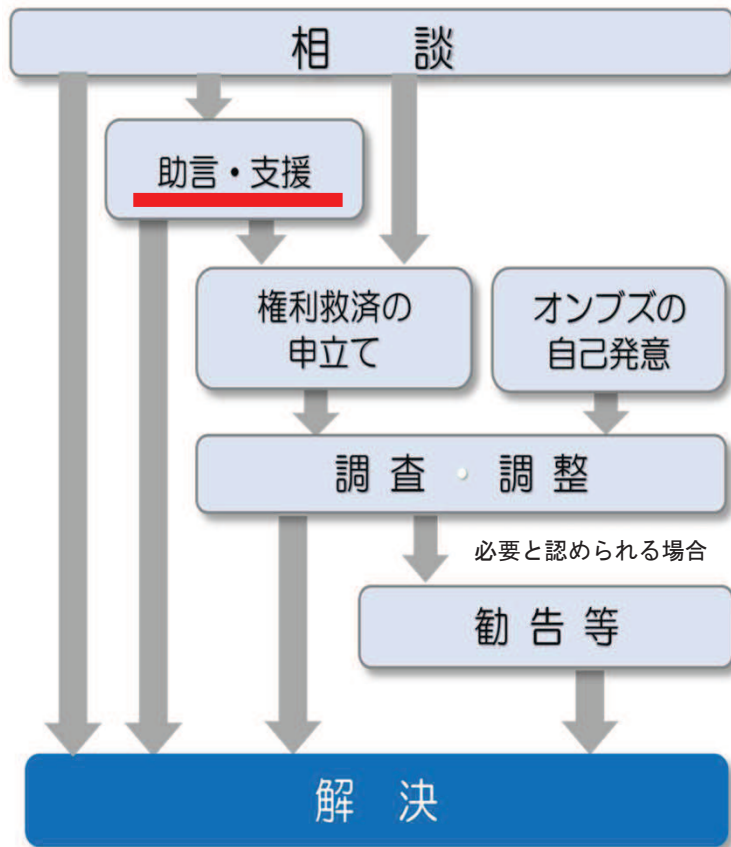
子どもの権利の専門家

子どもオンブズパーソンの仕事と目的



活動の基本姿勢－大切にしていること－

相談・救済の流れ



子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ

「意見を表明する権利」を尊重

子どもにとって一番良い方法は何なのかを一緒に考えていくこと

子ども自身のエンパワメントを高める取組み
+
そのための周囲への働きかけ

子どもオンブズパーソン (子どもの権利救済機関) の特徴

- あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。
- 子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。
- 子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくことを活動の基本としていること。
- 関係調整や調査をする機能※を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができること。
- 活動によって、子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。

※条例により、職務の独立性と権限を規定

1. 3. 小金井市子どもオンブズパーソンの体制

(1) 子どもオンブズパーソン（3人以内：特別職非常勤）

- ・ 人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱（任期3年、3人以内）
- ・ それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う



(2) 相談・調査専門員（3人：会計年度月額任用職員）

- ・ 子どもオンブズパーソンの職務の遂行を補助し、相談室における相談・調査対応、子どもの権利についての普及啓発等を行う。
- ・ 児童福祉（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）、教育（教員免許）または、心理（臨床心理士、公認心理師）等の資格を有し、子どもに関する相談や指導等の経験が2年以上ある者



(3) 事務局 1人

- ・ 子どもオンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を行う

(4) 主な活動場所

名称：小金井市子どもオンブズパーソン相談室

開室時間：平日 13：00～19：00

土曜 10：00～16：00（木・日・祝・年末年始を除く）

所在地：小金井市中町 3-9-10 Costa4 階

（JR中央線 武蔵小金井駅南口から徒歩7分）

電話：0120-770-977（子ども専用フリーダイヤル）

042-388-4370（おとな用）

メールフォーム：<https://logoform.jp/f/WkPUM>



2 普及啓発活動

→子ども自身が直接相談できるように
相談のハードルをさげる

2. 普及・啓発活動～みなさんに知ってもらうために～

・ 開設前 施設見学会 (R4.8)

実施日：8月17・19・20・25日

(市民向け2回、関係機関向け2回)

場所：子どもオンブズ相談室

参加者数：71人 (内子ども3人)



・ 道のり動画の作成



・ 開設記念イベント (夏休み期間中)



作成協力：小金井市在住高校1年生

オンブズを
知ってもらおう



公衆電話の使
い方を覚えて
もらおう



わくわく
楽しい
ゲーム性



ミッションスタート!
10円玉をもってでかけよう

01 **公衆電話はどこにある?**
市内にある公衆電話を探して
電話をかけよう
☎ 0120-770-977

02 **出たのは誰?**
留守番電話が流れるよ
よく聞いて
その人の名前を
裏面にかこう

03 **メッセージを残そう**
ピーっと鳴ったら「ひとつだけ
願いが叶うとしたら」を
吹き込もう

公衆電話の使い方は裏面を見てね

チラシと
交換で **景品GET!**



相談ハードル
を下げる

留守番電話の着信件数

408件! (一日平均: 約10件)

寄せられた願い事は258件!

景品交換に来てくれた子どもも多数!

「みんなの願い」 こんな声がありました！

寿司が食べたい

お金が増える貯金箱がほしい

カブトムシと話がしたい

コロナウイルスがなくなってほしい

世界が平和になりますように



令和4年9月1日開設後の周知・広報 = 顔が見える、知っている → 相談のハードルが下がる！

- ・ 小中学校校長会、
- ・ 児童館定例うちあわせ会などでの周知・広報
- ・ 市内の市立小中学校に**直接訪問**

- ・ **朝礼**での周知、**子どもの権利授業**の実施
- ・ **機関誌**の発行、子ども向けサイト・動画
- ・ 中学生向けの児童館での**出張相談室**、**オンブズBOX**の設置
- ・ **開設記念講演会**、イベントへの参加、



朝礼・授業



↓小学校6年生対象（子どもの権利授業）



機関紙 (子どもオンブズパーソン通信)

子どもの権利を実現する
小金井市
子どもオンブズパーソン
通信

2022年9月1日(木) OPEN!

あなたの「困った」をいっしょに考える場所

01号 2022.09

小金井市子どもオンブズパーソン相談室 〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階

発行：小金井市子ども家庭部児童青少年課

R4. 9月に第1号↑
 R5. 3月に第2号発行→
 市内全学校へ配布(各1万6000部)

相談室はこんなところだよ!

01 入り口
 02 受付
 03 相談室B
 04 相談室A

いつでも私たちに話を聞かせてね

01号

ネットスパーソン 自己紹介

半田 勝久
 村井 朗子

子どもの権利の保障を盛り、すべての子どもが安心して暮らせる小金井市

みんなで守ろう「子どもの権利」

地域 市民 学校等 市の役割

児童館への出張相談室 中学校へのオンブズBOX設置 (R5.2,3)



東児童館・貫井南児童館の
夜間開館 (中高生タイム)



市立中学校へ設置

開設記念講演会（3月）

第1部 講演会

「子どもの今と未来のために～子どもオンブズパーソンの活動を通じて～」

講師：代表子どもオンブズパーソン
半田 勝久

第2部 子どもオンブズパーソン2名によるトークタイム

オンブズって何？どんなところ？開設後の状況は？～みんなの素朴な疑問に答えます～

出演者：子どもオンブズパーソン
(半田勝久、村井明子)



小金井市
子どもオンブズパーソン
講演会
令和5年
3/19日
事前申込なし
定員
100名
入場
無料
小金井
宮地楽器ホール
小ホール
午前10:00～11:30
(午前9:45 開場)

第1部
10:00～
★講演会 [子どもの今と未来のために
～子どもオンブズパーソンの活動を通じて～]
講師 代表子どもオンブズパーソン 半田 勝久

★子どもオンブズパーソン2名によるトークタイム
[オンブズって何？どんな相談ができるの？
～みんなの素朴な疑問に答えます～]
出演者 子どもオンブズパーソン (半田勝久、村井明子)

R4.9月の開設以降の
状況もお伝えます。

お問い合わせ 小金井市子どもオンブズパーソン相談室(児童青少年課) TEL.042-316-1770

令和5年度の活動

子ども向けサイト&動画 (5月)



イベントブース出展 (6・10月)



etc...

子どもの権利授業(9月～)

市立小学校6年生対象 (実施済み9校/9校)

子どもの権利って何だろう?

自分の気持ち

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- ゆたかに買う権利
- 意見を表明する権利
- 支援を受ける権利

権利は誰のもの?

自分だけじゃない みんな持ってる

自分の権利を守るために、相手の権利も大切にしよう

小金井市

子どもの権利に関する条例を学ぼう!

学校名 _____ 年 組 _____

なまえ _____

小金井市

1 子どもの権利に関する条例を知ろう

小金井市には「子どもの権利に関する条例」があります。この条例は、みなさんの健やかな成長を願い、子どもの権利を守るためにつくられた小金井市のルールです。

この条例は、国連で決められた「子どもの権利条約」を基につくられた「やくそく」なんじゃ。

は、どんなルールがあるかな? 下の枠に書いてみよう!

は、「～できない」ということ以外に、「～する」というルールもあるんだね。

は、大切な5つの権利があります。に条例を読んで確認してみよう!

- 自分らしく生きる権利**
 - 自分らしさが大切にされること
 - 自分の秘密が守られること
 - 心と体を休ませる時間を持てること
- 安心して生きる権利**
 - いじめが守られ、大切にされること
 - いじめがあったら保護などで支えられること
 - いじめられたり、乱暴されたりから助けてもらえること
- 助けてもらえる権利**
 - つらいとき、困ったときに周りの人たちに助けってもらえること

権利を守るために、おとなたちは何をしてくれるのかな?

条例では、以下の4つの場面に分けて、子どもを支えるおとなの役割を規定しているんじゃ。

- 家庭の役割**

子どものことを第一に考えて育てます。子どもが安心して成長できるように育てます。
- 地域の役割**

みんなで子どもの権利を守ります。地域の大切なひとりの人として助けます。
- 学校などの役割**

自分の力で育ったり、学んだりできるように助けます。事故などが起きないように、安心と安全を守ります。
- 子どもの大切な権利**
- 市の役割**

子どもの権利が活かされるまちをつくれます。子どもの意見が活かされるようにします。子どものために、市の仕組みを整えます。

わたしたちが成長するまでに必要な配慮が書いてあるのが、この条例なんだね!

自分にも権利があることが
わかった

塾なんて面倒くさいだけと
思っていたけど、権利が守
られて大事にされているか
ら行かせてもらってたんだ
とわかった



相手にも権利があることが
わかった

小金井は多摩で1番最初に
作って、子どものことを大
切にしてくれていることを
知った

その他の活動

他市合同研修会

→ネットワークの構築と研鑽

子どもに直接関わるおとなへの研修→

職員の権利研修

中学生の職場体験受入れ

←中学生への周知、
子どもの意見を直接反映する！！

子どもの意見の反映例：「中学生と作る「3分でわかる子どもの権利動画」」

職員だけで
作成企画

子どもの権利のこと
分かりやすく伝えたい

中学生職場体験で
のストーリー作成

完成！！

動画がわかり
やすそうか
子どもに聞くと...

長いと見ない！
もっと短く

権利って盾みたい
な自分を守ってく
れるイメージ

条例がある「小金井
市ってスゴイ！」っ
て入れた方がいい！

わかりやすく短いので、ぜ
ひご覧ください。親しみも
わいてくると思います！

子ども権利について説明しよう	中学生と一緒に作る動画。子どもが「子どもの権利について簡単に説明したい」と思っています。そこで職員は「子どもの権利について簡単に説明したい」という思いを聞き取り、子どもが理解しやすいように制作しました。
動画の構成	動画の構成について、職員は「動画は3分以内が理想だ」というアドバイスをもらいました。また、子どもが理解しやすいように、動画の構成は「子どもが権利について知りたいこと」を中心に、子どもが興味を持っている権利を中心に構成しました。
動画のテーマ	子どもが興味を持っている権利を中心に、子どもが興味を持っている権利を中心に構成しました。
動画の制作	子どもが興味を持っている権利を中心に、子どもが興味を持っている権利を中心に構成しました。
動画の公開	子どもが興味を持っている権利を中心に、子どもが興味を持っている権利を中心に構成しました。



当初はテーマごとに
5分ずつの
3本の動画を企画

「そんな動画は
見ない」と一蹴

構成をイチから見直
して一緒に検討して
もらうことに

音声については小
学生から意見をも
らいました

完成した
動画が
コチラ！



こ が ね い し
小 金 井 市

こ ども の 権 利 に 関 する 条 例

もっと
いろんな人に
知ってほしいな！

安心して
生きる権利



自分らしく
生きる権利



ゆたかに
生きる権利



意見を
表明する権利



支援を
受ける権利



<https://www.youtube.com/watch?v=-yKs0YUS00w>

3 開設後の相談状況 (R4.9～R5.8)

3. 開設後の相談状況（令和4年9月～令和5年8月）

Q.開設から一年間でどのくらいの相談がありましたか？

A.50件の相談がありました。

表－1 新規相談件数

(単位：件・%)

	2022年 9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
子ども	3 (6.0%)	4 (8.0%)	1 (2.0%)	6 (12.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (6.0%)	3 (6.0%)	3 (6.0%)	0 (0.0%)	2 (4.0%)	26 (52.0%)
おとな	5 (10.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	3 (6.0%)	2 (4.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	2 (4.0%)	4 (8.0%)	1 (2.0%)	2 (4.0%)	1 (2.0%)	24 (48.0%)
月別計	8 (16.0%)	5 (10.0%)	2 (4.0%)	9 (18.0%)	3 (6.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	5 (10.0%)	7 (14.0%)	4 (8.0%)	2 (4.0%)	3 (6.0%)	50 (100.0%)

9・10月：市報、機関紙配布

12・1月：権利学習、公開講座

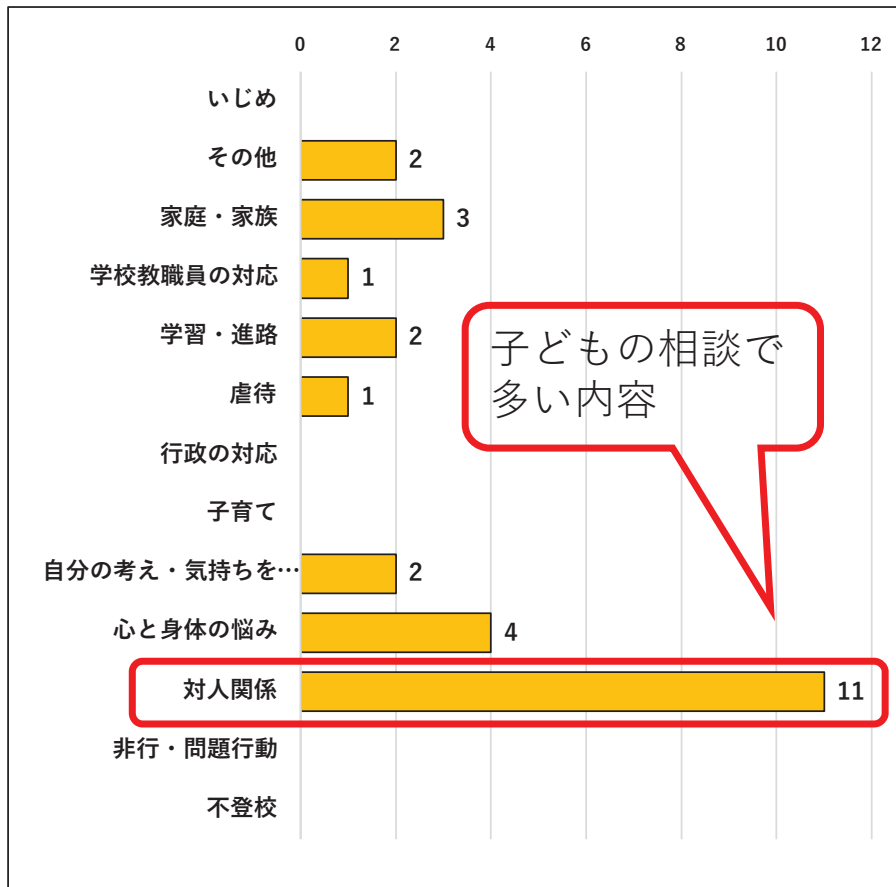
4・5月サイト動画公開チラシ・カード配布

半数が子ども

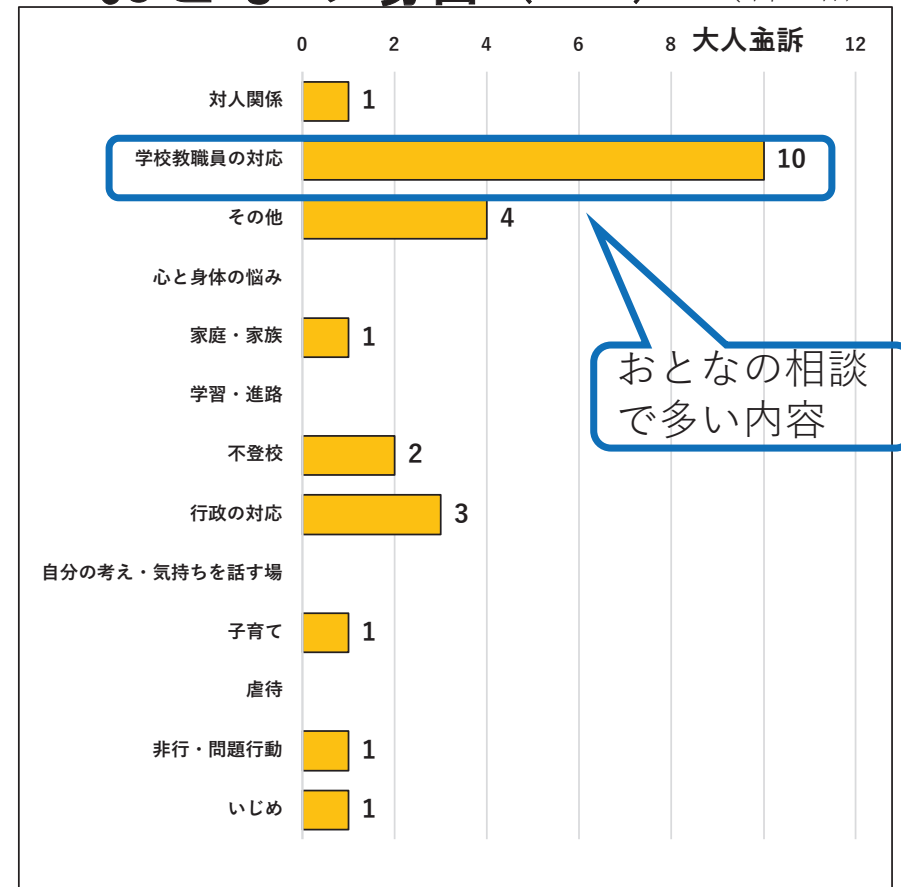
Q.だれからどんな相談ありましたか。

A.幅広い相談が寄せられています。子どもの相談では対人関係、おとなの相談では教職員の対応に関する相談が多いです。

子どもの場合 (n=26) (単位: 件)

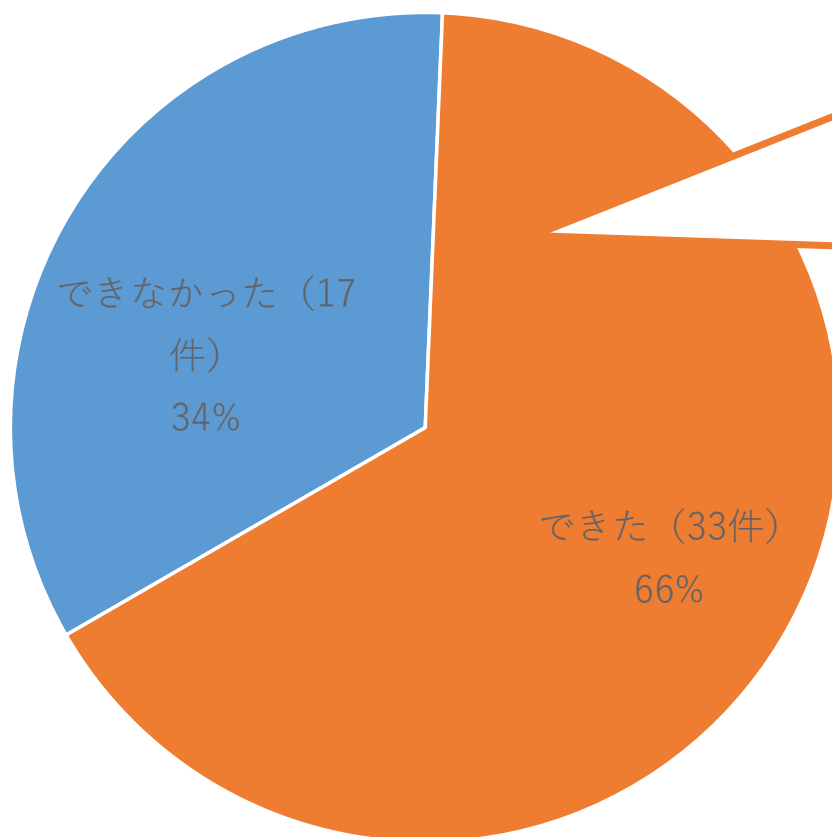


おとなの場合 (n=24) (単位: 件)



Q.子どもとつながることができた割合はどのくらいでしたか。

A. 66%、3分の2の相談で、子どもから直接声を聴くことができました。



子どもとつながることができた件数33件
(全体の66%)

33件中、初回が子どもからの相談である件数は26件、初回がおとなからの相談でのちに子どもにつながることもできた件数は7件。

n=50

Q.どの学年の子どもの相談がありましたか。

A.すべての学年から相談がありました。高学年の小学生が一番多いです。

相談対象となる子どもの所属 (n=50)

未就学	小学校						小学校 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
2 (4%)	5 (10%)	6 (12%)	4 (8%)	7 (14%)	9 (18%)	4 (8%)	2 (4%)		
中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
1年	2年	3年		1年	2年	3年			
2 (4%)	2 (4%)	1 (2%)	0	1 (2%)	1 (2%)	1 (2%)	1 (2%)	2 (4%)	50 (100%)

すべての年代属性から
相談がある

新規相談件数-初回が子どもで相談対象となる子どもの所属 (n=26)

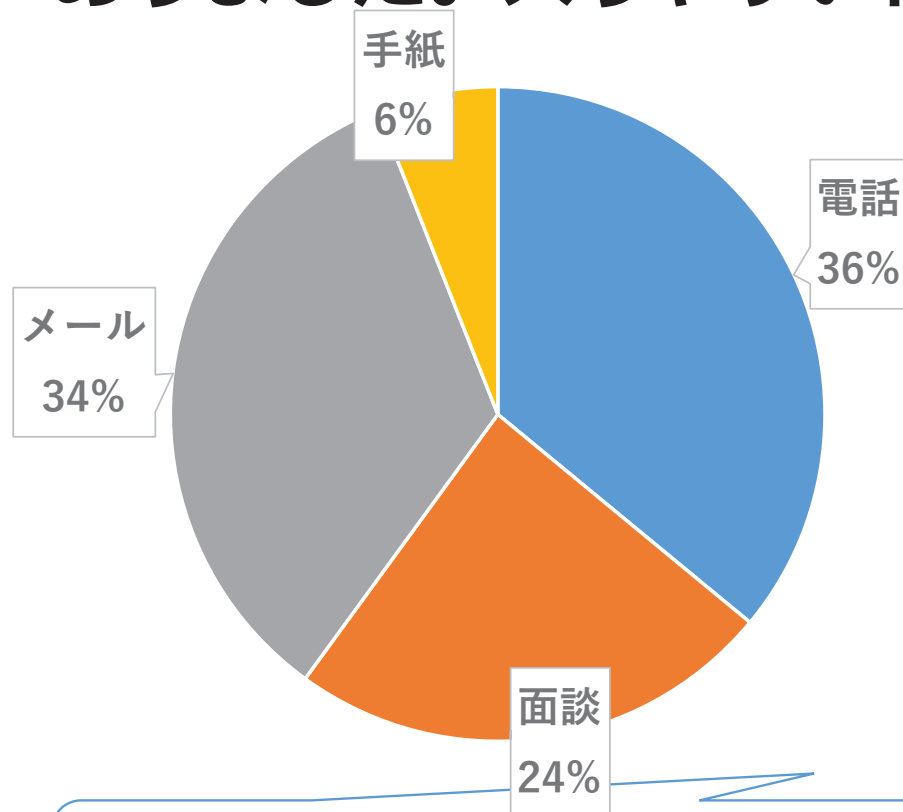
未就学	小学校						小学校 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
0	2 (8%)	2 (8%)	2 (8%)	5 (20%)	7 (28%)	1 (4%)	1 (4%)		
中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
1年	2年	3年		1年	2年	3年			
1 (4%)	1 (4%)	0	0	1 (4%)	1 (4%)	1 (4%)	1 (4%)	0	26 (100%)

77%が小学生

Q. どんな手段で相談が寄せられましたか。

A. 電話とメールが一番多いですが、直接の面談も12件ありました。入りやすい相談室の雰囲気も一要因か。

n=50



	子ども	おとな	計
電話	6	12	18
面談	8	4	12
メール	9	8	17
手紙	3	0	3
合計	26	24	50

子どもの予約なしの来所面談8人、そのうち小学4年生以下が5人

相談例 学校訪問・調整を行ったケース

ケース概要

相談者	保護者
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	学校・教職員の対応
初回相談方法	電話
主訴	授業中の担任からの暴言により、子どもが学校に行きたくないと言い出した。このまま学校に行かなくなるのではないかと心配している。
調整概要	保護者から電話で相談が入る。担任の先生が、授業中に暴言が多く、子どもが怖がって学校に行きたくないと言いつけているとのこと。実際の授業の様子や子どもの気持ちを聴くために、子どもと直接面談をすることにした。子どもとの面談は複数回実施。学校に見に来て欲しいという要望が子どもから出たためオンブズパーソンと相談員で学校を訪問。校長先生と面談し、子どもの気持ちを代弁するとともに、校長先生から担任への指導をお願いする。その後も学校訪問や、授業の様子について確認するなどを続ける。後日、先生が怒鳴らなくなり安心して学校に行けるようになったと子どもから報告がある。また何かあれば相談して欲しいと伝える。

電話（初回相談）



保護者

先生の暴言により、子どもが学校に行きたくないと言い出した。

お子さんから、詳しく話を聴かせてもらうことはできますか？



2回目以降（面談）



子ども本人

先生が怒鳴ることがあって怖い。怒っているところを見ると緊張してしまう。学校にあまり行きたくないなと思ってしまう。

安心して学校に行けるようにどうすればいいか一緒に考えましょう。今の気持ちを先生と一緒に伝えることもできるし、代わりに伝えることもできるよ。



保護者

直接言いたくはない。第三者機関に入って欲しい。

子どもがどうしたいかという気持ちに寄り添い、名前を伏せたいのであれば匿名で伝えるに行くこともできますよ。



方針

子どもの気持ちを伝えるため学校訪問・調整を実施。

学校訪問 + 授業参観

①

先生の怒鳴り声や、態度を怖いと感じて、学校に行きたくない気持ちの子がいます。それを先生に知って欲しくて伝えにきました。

担任へ指導します。そういう気持ちになっている子がいることを重く受け止めます。

②

授業参観を実施。当該教員の様子や、
クラスの様子を確認。

③

授業の様子を確認しました。今回の件について、学校全体で共有の上、指導をお願いしたいです。

参観してもらってありがとうございます。他の職員にも共有し、子どもたちへの声かけの仕方について見直します。



学校

まとめ

訪問後も、子どもオンブズパーソンが学校や先生の状況を確認し、見守りを実施



学校

情報共有

連携



子ども本人

先生が怒鳴らなくなった。
安心して学校に行ける。
もう大丈夫。



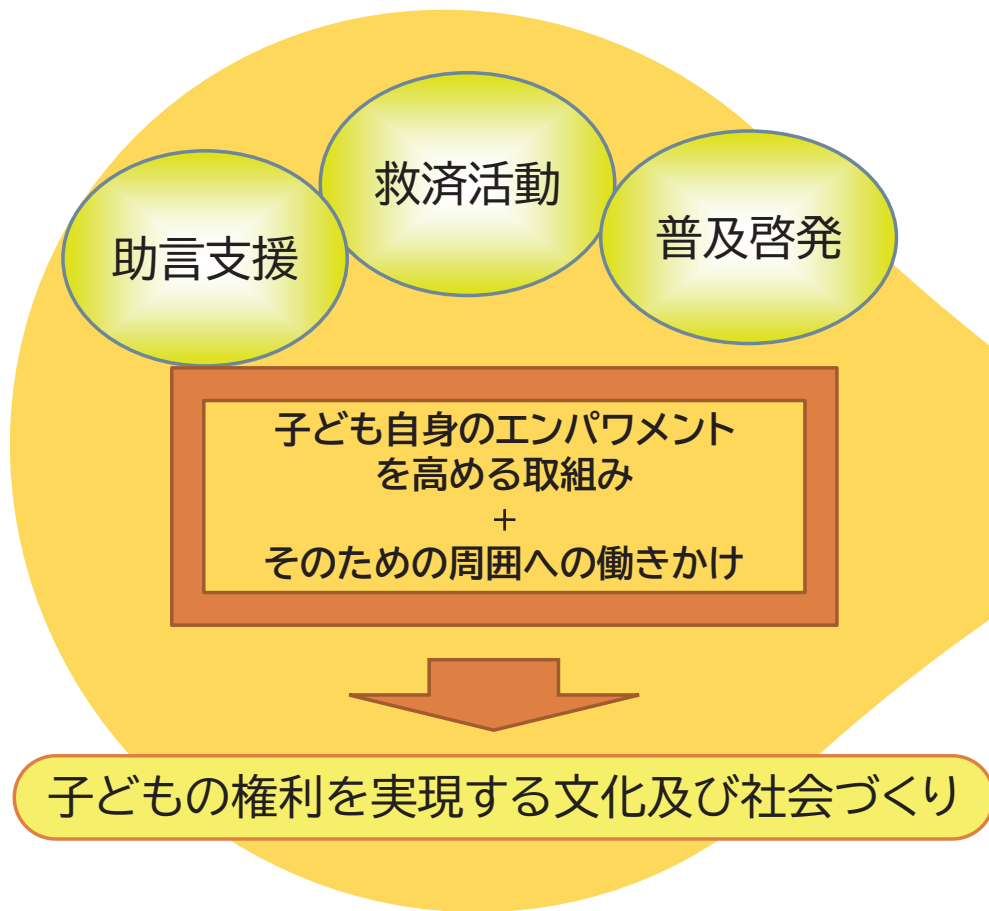
保護者

子どもの気持ちを伝えてもらい、状況が改善して良かった。

また何か不安なことがあれば相談してください

終了

まとめ



子どもの権利に関する条例 前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

オンブズだけでは子どもの権利は実現できません。
皆さんぜひ協力してください。

ご清聴ありがとうございました



のびゆくこどもプラン 小金井(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)事業進捗状況評価表3(重点事業のみ)

目標1 子どもの安心・安全を守ります

1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績						計画(年度)/実績(数値があるもののみ)		結果(年度)	
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	R4			
1	子どもオンズパーソン (児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考える場所を設置する。	子どもオンズパーソン(仮称)の設置(設置後の実施状況も含む)	検討	検討	準備	実施	継続	継続	結果の説明 及び 次年度に向けての 課題、検討内容		計画通り令和4年9月に相談事業を開始。 新規相談件数29件。子どもが初回から直接相談に来るケースが半数(15件)を占め、その他初回が大人の相談についても、子ども自身から話を聞く活動を心掛けた。総活動回数は229件。その他相談室の周知及び子どもの権利の普及啓発活動を実施。 「子どもの権利」及び「子どもオンズパーソン」の認知度及び安定的な運用が課題。 認知度向上のための継続的な周知啓発活動の他、安定的な運用のため、専門調査・相談員の質向上研修などを検討。	
				子ども・子育て会議意見		認知度を上げていくために、世田谷区(せたはつと)のようにオンズの愛称をもうけるのはいかがか。子どもの権利の広報活動と一体化させてオンズの周知を図ることも事業化されているが、公民館、学校における子どもの権利学習、人権教育の中で子どもオンズの活動が紹介されることが効果的であると思う。 また、市ホームページでは検索しやすい工夫をお願いしたい。							
2	虐待対応事業 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。	虐待相談件数(件)	615	維持 1,091	維持 1,618	維持 1,480	維持	維持	結果の説明 及び 次年度に向けての 課題、検討内容		虐待相談件数(件) 1,480件 ケース検討会開催回数(回)52 回 前年度に比べると虐待相談件数はやや減少しているが、一定の件数が挙がっており、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢や生活様式の変化が影響していることが考えられる。 ケース検討会議は前年度に引き続き、コロナ禍においても感染防止対策を行いながら、必要に応じて実施することができた。 今後も関係機関との連携の推進を図り、早期発見・早期対応に努める。	
			ケース検討会開催回数(回)	73	漸増 45	漸増 53	漸増 52	漸増	漸増	子ども・子育て会議意見			

1-2. いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります

番号	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績						計画(年度)/実績(数値があるもののみ)		結果(年度)	
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	R4			
1	虐待防止啓発事業 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子どもが相談できる窓口を周知するとともに、体罰などによらない子育てなどの相談を行う。また、要保護児童対策地域協議会での虐待防止マニュアルの活用や構成機関への巡回訪問を行う。	児童虐待防止キャンペーンの実施	実施	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充	結果の説明 及び 次年度に向けての 課題、検討内容		要保護児童対策地域協議会構成機関(市内幼稚園、市内認可保育所、市立小・中学校等)への巡回訪問回数(機関数) 76機関/76機関 児童虐待防止キャンペーンについては、例年の武蔵小金井駅頭・東小金井駅頭でのグッズ配布等に替え、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症予防対策として、市役所第二庁舎風除室スペースを活用し、啓発ポスター掲示やチラシ、リーフレットの配架、啓発グッズや子ども家庭支援センター案内のポケットティッシュを配置し実施した。多くの方に目にしていただき、リーフレット等手にとっていただくことができた。 巡回訪問では、令和4年度から児童発達支援センターきらりへ訪問することができ、その他学校等には子どもが相談できるよう子ども家庭支援センターを案内するグッズを配布した。 次年度も、感染予防に努めながら児童虐待防止の啓発に努める。関係機関を巡回訪問し、要保護児童対策地域協議会への理解・協力を働き掛け、児童福祉施設・学校等の連携を強化していく。	
			要保護児童対策地域協議会構成機関への巡回訪問回数(機関数)	45	拡充 64	拡充 68	拡充 76	拡充	拡充	子ども・子育て会議意見		巡回訪問は、令和4年度に76機関すべてを訪問できたのはとても良かったと思う。今後も関係機関との顔の見える関係を維持し、連携を深めていきたいと思う。	

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例

令和4年2月17日条例第1号

(設置)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (2) 市の機関 市の執行機関をいう。

(職務の内容)

第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- (3) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(オンブズパーソン)

第4条 オンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。

(解嘱)

第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(兼職の禁止)

第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

(代表オンブズパーソン)

第7条 オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソン1人を置き、オンブズパーソンの互選により定める。

- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンを代表し、会議を総理する。
- 3 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソンがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(オンブズパーソンの責務)

第8条 オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- 4 オンブズパーソンは、関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- 6 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての人の責務)

第10条 何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、又は侵害を取り除くための申立てをすることができる。

- 2 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった場合は、相談に応じ、又は申立てを受けなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。
 - (1) 市内に住所を有する子どもに係る事項
 - (2) 市外に住所を有する子どもに係る事項であって、相談又は申立ての原因となった事実が市内で生じたもの
- 4 オンブズパーソンは、相談又は申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当しなくなった場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(調査)

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は裁判所において係争中の事案もしくは法律に基づき不服申立ての審理中の事案に関する申立てであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。
- (3) オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。
- (4) 第3項の同意が得られないとき。ただし、同項ただし書の規定によるときを除く。

(5) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査をすることが明らかに適当でないとき。

- 2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもが子どもの権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意をもって当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。
- 3 オンブズパーソンは、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合及び前項の規定による調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、オンブズパーソンがその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 オンブズパーソンは、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、申立てを行った者（以下「申立人」という。）に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、分析、調査又は鑑定等を依頼することができる。

（調査の中止等）

第13条 オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 オンブズパーソンは、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨の理由を付して、申立人又は前条第3項の規定により同意を得た者（以下「申立人等」という。）及び次条第1項の規定により通知した市の機関又は第15条第1項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、速やかに通知しなければならない。

（市の機関に対する調査等）

第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を開始するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地調査をすること（以下「事実確認等」という。）ができる。
- 3 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整（以下「調整」という。）を行うものとする。
- 4 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関に対し、速やかに通知するものとする。ただし、調査又は調整の結果、第16条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。
- 5 事実確認等を求められた市の機関は、その要求等に対して適切に対応しなければならない。

（市の機関以外のものに対する調査等）

第15条 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができる。この場合において、調査を開始するときは、オンブズパーソンは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、調整について協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関以外のものに対し、速やかに通知するものとする。

（市の機関に対する勧告等）

第16条 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう勧告又は意見表明（以下「勧告等」という。）をすることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により市の機関に勧告等をしたときは、当該市の機関に対し、是正その他必要な措置状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告しなければならない。

4 オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき、及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、勧告等及び第3項の規定による報告の内容について公表するよう市長に求めることができる。

6 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市民に公表するものとし、公表に当たっては、個人情報保護について十分な配慮をしなければならない。

（市の機関以外のものに対する要請等）

第17条 オンブズパーソンは、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないとき、又は調整に協力したにもかかわらず特別な理由なく是正のための取組を行っていないと認められるときは、市長に対し、当該市の機関以外のものに対してこれらの求めに応じ、もしくは是正その他必要な措置を講ずるよう要請又は意見表明（以下「要請等」という。）を行うよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市の機関以外のものに対し、要請等を行うものとする。

3 要請等を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、当該要請等への対応状況について、可能な限り市長に報告するよう努めるものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。

5 オンブズパーソンは、第1項の規定により市長に要請等を行うよう求めたとき、及び前項の規定により市長から報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

（活動状況の報告）

第18条 オンブズパーソンは、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条から第18条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

令和4年3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例（令和4年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例の例による。

2 条例第2条第1号の規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校もしくは中等教育学校又はこれらに準ずる学校に在学している者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(オンブズパーソンの会議)

第3条 条例第7条第2項の会議は、代表オンブズパーソンが招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(申立て)

第4条 条例第11条第1項の規定による申立ては、オンブズパーソンに申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の規定により申立てを口頭で行う場合は、オンブズパーソンは、申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

(調査をしない旨の通知)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、調査対象外通知書（様式第3号）により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の中止等の通知)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、調査中止通知書（様式第4号）により行うものとする。ただし、申立人等に通知する場合であって、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の実施)

第7条 条例第14条第1項及び第15条第1項の規定による通知は、調査実施通知書（様式第5号）により行うものとする。

(処理経過等の申立人等に対する通知)

第8条 条例第14条第4項、第15条第3項、第16条第4項及び第17条第5項の規定による申立人等に対する通知は、処理経過等通知書（様式第6号）により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(結果の通知)

第9条 条例第14条第4項の規定による市の機関に対する通知及び第15条第3項の規定による市の機関以外のものに対する通知は、調査結果通知書（様式第7号）により行うものとする。

（勧告等の通知等）

第10条 条例第16条第1項の勧告等は、勧告・意見表明通知書（様式第8号）により行うものとする。

（是正その他必要な措置についての報告）

第11条 条例第16条第3項及び第17条第3項の規定による報告は、是正その他必要な措置状況についての報告書（様式第9号）により行うものとする。

（公表）

第12条 条例第16条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 小金井市公告式条例（昭和25年条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

（要請等の求め）

第13条 条例第17条第1項の要請等の求めは、要請・意見表明要求書（様式第10号）により行うものとする。

（要請等の通知）

第14条 条例第17条第2項の要請等は、要請・意見表明通知書（様式第11号）により行うものとする。

（相談・調査専門員）

第15条 オンブズパーソンの職務の遂行を補助するため、相談・調査専門員を置く。

（身分証明書）

第16条 オンブズパーソン及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書（様式第12号）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（公印）

第17条 オンブズパーソンの公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は、別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管守する。

3 第1項の公印の取扱い等については、小金井市公印規則（昭和59年規則第8号）の例による。

（庶務）

第18条 オンブズパーソンの庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第14条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、別に規則で定める日から施行する。

付 則（令和4年8月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。